

山口家庭裁判所委員会運営細則

(委員会の招集・開催)

第1条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、委員から臨時開催の要望があったときは、他の委員の意見を聴いて、委員会を開催することができる。

(委員長の代理者)

第2条 委員長の代理者の任期は、新たな代理者の指名がされるまでとする。

(議事の方法)

第3条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 委員会の議事について議決を要するときは、第4条ただし書きの場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の議事等の公開)

第4条 委員会の議事は報道機関に、その議事概要は一般にも、原則として公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、その全部又は一部を公開しないことができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(細則の改正)

第6条 この細則を改正するには、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の賛成がなければならない。

(書記)

第7条 委員会に書記を置く。

2 委員会の議事については、書記がその概要を作成し、委員長及び書記がこれに署名押印するものとする。

附 則

この細則は、平成15年9月24日から施行する。